

神屋保育園役員報酬規程

社会福祉法人 神屋保育園

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神屋保育園の役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員には報酬を支給する。ただし、当法人が運営する施設の職員を兼ねる役員には支給しない。

(報酬の額)

第3条 報酬の額は、理事長は月額 50,000 円とする。理事、監事については無報酬とする。

(支給日)

第4条 報酬の支給日は、その月の 25 日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日、祝日に当たるときはその前日とする。

附則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より適用する。